

第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は 3 年に 1 度策定しており、第 9 期計画（令和 6 年度～令和 8 年度）においては、令和 5 年度に介護保険運営協議会においてご審議いただき、令和 6 年 3 月に策定することができました。その概要について報告します。

1 計画策定の目的

本市の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。

2 計画策定の背景

平成 12 年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着し発展してきました。平成 18 年度からは地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、平成 29 年度からは地域包括ケアシステムの構築を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」、「認知症施策推進事業」などの取り組みがスタートしました。第 8 期計画（令和 3 年度から令和 5 年度）においても「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」を基本理念とし、高齢者福祉と介護保険事業のさらなる充実に取り組んできました。

第 9 期計画では上記の取り組みを検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、高齢者が住み慣れた地域で誰もが安心して、自分らしく充実した暮らしを送れるような体制づくりに取り組んで参ります。

3 第 8 期計画の課題

第 8 期計画では「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組みを進めてきました。その中で課題となっていた個別の事業内容や介護サービスの充実については第 9 期計画においても、引き続き取り組みを推進していく必要があります。

（第 8 期計画の主な課題）

- ・ 高齢者や介護などの困りごとの相談窓口である地域包括支援センターをはじめとした地域包括ケアシステムの普及・啓発および内容の充実
- ・ 介護者や当事者に留まらない、認知症の正しい知識の普及・理解の促進や認知症当事者や家族への支援体制の充実
- ・ 介護予防出前講座の内容充実および普及
- ・ 高齢者が生きがいや役割を担って地域社会に参加するための体制の充実

4 第9期計画のポイント

第8期計画を引継ぎ、「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」を基本理念として取り組み、地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて以下の取り組みを推進していきます。

・地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケア体制のさらなる充実の構築のため、地域包括支援センターの機能強化並びに在宅医療と介護連携の推進、生活支援体制整備事業や各種サービスの充実、地域ケア会議の推進、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上に取り組みます。

・認知症高齢者に向けた支援の充実

後期高齢者が増加することに伴い、認知症高齢者も増加することが予想されます。認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の早期発見および重症化予防の推進、認知症高齢者などを介護する家族への支援と地域における支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の予防に関する取り組みと、認知症になっても安心して生活ができる街づくりを推進していくため、認知症施策推進大綱を踏まえた各種取り組みを推進していきます。

・介護予防、重症化防止を推進

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないようにするため、介護予防の重要性について普及啓発を行います。また、高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実と高齢者の健康づくりの推進に取り組みます。

・高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりの推進

災害や犯罪を防ぐことのできる安全・安心なまちづくりの推進と体制整備を推進します。また、認知症や要介護状態になった場合でも、それまで通りの生活を続けていくための支援や取り組みを充実されるとともに、生きがいづくりと社会参加の促進、見守り体制づくり、権利擁護の充実、災害・感染症対策に取り組みます。

・介護保険事業の適正な運営

第9期介護保険料については6,300円となっており、これは、第8期介護保険料の5,680円から620円増額しています。主な増額の理由としては介護保険サービス事業量の増加によるものです。引き続き、要介護認定の適正化、ケアプランの点検などを実施します。

5 今後の取り組み体制

介護保険運営協議会に進捗状況を報告し、進行管理を図ります。また、高齢者対策に関する総合的な施策を効果的に推進するため、高齢者施策推進委員会において協議および調整を行い、関係各課の連携を図ります。